

第31回 定例総会議事録

1. 日 時	令和5年10月11日（水）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎地下1階 B15会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
1名	7番 秋吉 和行
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第31回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第31回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に8番加藤委員さん、13番二宮委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より東へ約850mの距離に位置した農地であり、現地はハウスが建っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてトマト、ナス、ピーマンを栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約47aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より南へ1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてキャベツ、ハクサイ、ダイコン、ニンジン栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラ</p>

議長	<p>クター、耕運機、動力噴霧器を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約8a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番は、申請の取下げ願が提出されたとのことですので、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>2ページ 3番をご説明いたします。こちらは申請が上がりまして、9月下旬に現地調査もした案件になりますが、先週の木曜日10月5日の夕方近くに、申請者の譲渡人、譲受人双方の連名で取下げ願が提出されました。その内容ですが、今回、農地と併せて、農地に隣接する宅地と家も譲り受けたいということでした。そこで譲受人が金融機関からの融資も併せて相談しているのですが、譲受人ではなく、譲受人の息子さんで取得したほうが融資が通りやすいというアドバイスがあり、譲受人と一緒に住んでいる息子さんにするか少し検討したいということでした。その為、今回一度取下げを行い、また改めて再申請の上で審議をいただきたいとご説明がありましたので、今回については、審議はいただくずに、一旦議案から取り下げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校より東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において季節野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約15aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の1筆は、吉野小学校より東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。2筆は、吉野小学校より北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はビニールハウスでピーマンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の1筆では水稻、2筆ではピーマンを栽培予定です。農機具は耕運機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約136aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校より西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地はカボスが1本植えられ全体的には保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてジャガイモ、タマネギを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕運機、自走草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、木佐上コミュニティセンター（旧木佐上小学校）より南東へ約470mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約27aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
議長	私から報告させていただきます。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、明野西小学校より西へ600mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約9aとなります。この土地は、地番の横にご自身が耕作している広い土地があり、道路に取られた残りの土地の分ということでご相談がありました。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校より西へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は柑橘類が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農

<p>議長</p>	<p>計画です。譲受人は、申請地において柑橘類を栽培予定です。農機具はモノラックを4台、動力噴霧器を3台、草刈機を2台、耕運機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は津久見市の耕作証明面積と合わせて約57a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>5番得丸委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校より南西へ約750m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、キュウリ等を栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機、消毒器を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約32a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校より東に約1kmの距離に位置する農地であり、現地は既にテニスコート用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、テニスコート用地として利用するものではありませんが、既に転用されているため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校より北東に約250mの距離に位置する農地であり、一時転用許可済みで現地は既に駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、障害福祉サービス事業等を営む法人が運営する施設の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ9ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校より北西に約600mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、生コンクリートの製造等を営む法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、申請取り下げとなった「2ページ 3番」を除く第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、10ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

議長	<p>私から報告させていただきます。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より東へ約250m の距離に位置した農地であり、現地はハウスでニラが栽培されていました。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。農機具は肥料散布機、トラクターを各2台、管理機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は22a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の11ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>11ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。1筆は現在賃借権3年間で設定されていますが、今回5年間に延長しての再設定となります。賃借料は現在と変更がございません。またもう1筆は、現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p> <p>12ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在賃借権5年間で設定されていますが、今回10年間に延長しての再設定となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p>

	<p>13ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在賃借権6年間で設定されていますが、今回5年間に若干変更しての再設定となります。賃借料は現在と変更がございません。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在賃借権5年間で設定されていますが、今回10年間に延長しての再設定となります。賃借料は現在と変更がございません。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、14ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、博愛病院より南へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培する予定</p>

議長	<p>です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約201a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北西へ約600m の距離に位置した農地であり、現地の1筆は保全管理の状態、その他は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は、草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約112a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ15ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

<p>議長</p>	<p>告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約450mの距離に点在した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを6台、コンバインを2台、田植機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約445a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>13番二宮委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より東へ約350m～400m の距離に点在した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約251a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ16ページ 3番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約460mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規参入の法人で、申請地においてベビーリーフ、小松菜を栽培予定です。農機具は草刈機、保冷車を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約32a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件ですが、大分・鶴崎地区審議会において呼び出しをするというご判断を委員さんに頂いておりました。借受人が新規就農者ということと、3反を超える面積であることから、呼び出して審議をするべきというご判断でした。事務局から（借受人に呼び出しの）文書を発送していたのですが、再度の確認が漏れておりまして、ご本人がその文書をご覧になっていないということで、本日の地区審議会にお見えになりませんでした。先程の地区審議会でもご相談したのですが、やはり呼び出しをして審議をするべき案件でありますので、お越しいただかないと審議ができないということになりました。また、今回の利用権設定の開始日が令和6年1月1日からですので、改めて審議をしても問題がないというご判断をいただきました。そのため、今回この案件については、許可・不許可の判断をいただける状況にはなっておりません。申請書の取り扱いにつきましては、申請者とも協議いたしますが、先ほどの第1号議案 2ページ 3番と同様に、今回の議案からは取下げをさせていただ</p>

	<p>きたいと思いますので、採決についてはこの案件を除いた採決をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の17ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在賃借権5年間で設定されていますが、今回10年間に延長しての再設定となります。賃借料は現在と変更がございません。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在賃借権5年間で設定されていますが、今回10年間に延長しての再設定となります。賃借料は現在と変更がございません。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p> <p>18ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。利用権の設定をする方と受ける方が親子の関係です。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p> <p>19ページ 5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p>
議長	<p>次の、19ページ 6番は加藤委員さんの案件ですので、加藤委員さんは一旦、退室をお願いいたします。</p> <p>(加藤委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>19ページ 6番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。利用権を設定する者から加藤委員さんが利用権の設定を受けるという内容です。現在賃借権5年間で設定されていますが、今回10年間に延長しての再設定となります。賃借料は現在と変更がございません。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、19ページ 6番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、19ページ 6番は承認することとします。</p> <p>では、加藤委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(加藤委員着席)</p>
議長	<p>それでは、引き続き事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>19ページ 7番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在賃借権10年間で設定されていますが、今回5年間に期間を半分にしての再設定となります。</p> <p>8番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在賃借権1年間で設定されていますが、今回3年間に延長しての再設定となります。賃借料は現在と変更がございません。</p>

9番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

20ページ 10番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

11番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在それぞれの賃借権は5年間で設定されていますが、今回それぞれ3年間に期間を縮めての再設定となります。また、利用権を設定する者のうちお二人は、これまで使用貸借権で権利を設定していますが、今後、賃借権に切り替えての再設定となります。

21ページ 12番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

22ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

23ページ 5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

6番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

7番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

24ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

25ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在、使

議長	<p>用貸借権の5年間で設定をしておりますが、賃借権に切り替えての再設定となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p> <p>26ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在の契約内容と期間等、同内容の再設定となります。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、申請取下げとなった「16ページ 4番」、採決した「19ページ 6番」を除く第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、27ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>27ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。</p> <p>現地調査報告です。申請地は下竹中地区、上冬田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されておりました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約831a となります。</p>

	<p>す。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等について議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、米良地区に位置した農地であり、現地の1筆には甘藷が栽培されており、その他は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に高菜、ダイコン、カボチャ、水稲、カブ、ジャガイモ、甘藷などを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,215a となります。</p> <p>28ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は金谷迫地区に位置した農地であり、現地は膝丈程度の草が茂っていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチジク、柑橘を栽培しており、契約成立後の経営面積は約122a となります。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、29ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局より報告してください。</p>

事務局

29ページ 1番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校より南へ約860mの距離に位置した農地であり、現地は住宅への進入路として利用されていました。

2番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 賀来駅より北東へ約470mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

3番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より南西へ約3kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。

30ページ 1番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の1筆は、吉野小学校より西へ約200m、1筆は吉野小学校より北へ550mの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

2番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校より西へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

3番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、判田中学校より北西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

31ページ 1番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校より北東へ約380mの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

2番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校より東へ約2.1kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

3番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校より東へ約2.1kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

32ページ 1番です。土地の表示、願人、証明内容等については議案の

	<p>通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校より北東へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、33ページ 第6号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>被相続人の方がお亡くなりになり、長男が相続したというものです。その相続した土地について、相続税の納税猶予の適格者であるとの証明が申請されました。申請地については議案の通りの3筆ですが、3筆目は地積が2,426、備考欄に登記面積2,501とあります。こちらは登記面積は2,501㎡ですが、一部耕作していないため、その分を差し引いた2,426㎡が適格者証明の面積となるということです。現地調査報告です。3筆はいずれもポンカンが栽培されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、相続税の納税猶予特例措置について、申請者に対して適格者の証明は発行相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は証明の発行を承認します。</p> <p>次に、34ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>34ページから37ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で6件出ています。</p> <p>38ページから40ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で5件出ています。</p> <p>41ページから42ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で18件出ています。</p> <p>43ページです。農地法第5条第1項第6号の届出の取消願で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出の受理をした後の取消願が出ています。41ページをご覧ください。41ページの5番と6番で、一度受理をした届出について、その後計画が変更になったため、取消願が提出されたということです。</p> <p>44ページから45ページです。農地法第18条第6項通知で、利用権または中間管理事業の権利設定において双方合意での解約の通知が、合計で5件出ています。</p> <p>最後は、46ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用</p>

	<p>に係る事業計画書について、無線基地局を設置するという事業計画が1件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで第31回定例総会を閉会します。</p>